

文京区補助金等チェックシート

所属 区民部経済課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区新製品・新技術開発費補助金								
根拠規定等	文京区新製品・新技術開発費補助金交付要綱								
創設年月	平成	14	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	12年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	26	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年		
見直しの内容	補助事業の名称が「新製品等開発・販路拡大事業」を「新製品・新技術開発費補助事業」に変更。補助対象者を「区内で引き続き1年以上事業を営んでいること」から「引き続き1年以上企業を営んでいること」に変更。産学連携枠を大学発ベンチャー支援事業へ別途支援等を創設するため、補助対象者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、高等専門学校等と連携して新製品・新技術の開発に取り組む場合の要件を削除。ほか								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	4産業経済費	1商工費	2商工振興費	9新製品・新技術開発費補助	1新製品・新技術開発費補助	150			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	区内中小企業者が新製品又は新技術の開発等に取り組む場合において、技術力の向上、経営基盤強化に資すると区長が認めた場合、事業に要する経費の一部を補助する。								
補助事業等の内容	新製品・新技術の開発にかかる対象事業経費の一部を審査を経て補助する。								
補助対象経費の内容	補助金の交付決定を受けた年度の4月1日から翌年の2月末日までに 1、原材料及び副材料の購入に要する経費 2、機械装置、工具器具の購入又は借用に要する経費 3、外注加工に要する経費 4、研究開発の委託に要する経費 5、工業所有権の取得に要する経費 6、技術指導の受入れに要する経費 7、ソフトウェア又は情報の技術開発に係る直接人件費(対象者は、開発に直接従事する役員及び正社員とし、臨時社員等を除く。以下同じ。) 8、前各号に掲げるもののほか、区長が補助対象事業の実施に直接関連性があると認めた経費を支払ったことが明らかである経費。								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/2(上限あり) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 } <input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他 〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況	文京区ホームページ、区報、中小企業庁ミラサポ								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }								
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	国	都	補助対象者		
			上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	技術力の向上及び経営基盤強化を目的に、新製品及び新技術の開発等に取り組む事業者のニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	区内産業の振興に資するものであり、区の政策に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	新製品・新技術開発の後押しは区がすべき事業。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	新製品・新技術開発に要する費用を補助するため、新たな事業を創出しようとする事業者が減少する。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	特定の事業者に固定されることなく、区報やホームページ等により広く周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	本事業要綱に基づき適正に交付決定をしている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	技術力の向上及び経営基盤強化を目的で新製品及び新技術の開発等に取り組む中小企業等に対して、効率的な事務執行及び金銭的負担の軽減の観点から、補助金の交付は適切である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	新製品・新技術の製品化を行う企業の振興に資する
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	企業の成長につながっている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	企業が元気になることで経済が活性化し景気浮揚することで区民生活の向上が見込まれる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	当該補助金交付要綱に基づき、交付を執行している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	新製品及び新技術の開発等にかかる経費の一部を補助金として活用し、円滑な開発事業に取り組んでいる。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	区への事業実績報告書及び収支決算書の提出によるチェックを行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	3	4	2	2
決算(予算)額	2,802	3,069	2,000	2,000
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	2,802	3,069	2,000	2,000
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	補助対象決定者は以下の2件で、補助を行い、製品化に結びつけることができました。 ・株式会社MUJIN「Pick Worker」 多軸ロボットに自動で動作を考えさせるアルゴリズムと3Dセンサーを組み合わせた知能ロボット自動化システム ・大澤鼈甲株式会社「鼈甲眼鏡 立体切削」 鼈甲加工の伝統技法に立体的な機械切削加工を取り入れた、新たな形状の鼈甲眼鏡、アクセサリーの製作			

5 課題及び今後の方向性

薬品、化粧品など身体に接触する技術開発は申請の対象外にすることを検討する。